

# ○神川町工場立地法地域準則条例

令和3年9月21日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	敷地面積に対する緑地の面積の割合（以下「緑地面積率」という。）	敷地面積に対する環境施設の面積の割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業・工専地域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）附則第2条の規定により、同法による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項の実施計画とみなされた同法による改正前の農村地域工業等導入促進法第5条第1項の実施計画における工業等導入地区		
都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に指定されていない地域（以下「用途無指定地域」という。）及び都市計画区域外の地域		

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省

、運輸省令第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(本町に隣接する地方公共団体の長との協議)

第5条 町長は、特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、当該特定工場について、この条例の規定と異なる緑地及び環境施設のそれぞれの敷地面積に対する面積の割合を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
工業・工専地域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1$	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1$
用途無指定地域及び都市計画区域外の地域	$> 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$> 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、G、P、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、S、 $G_1$ 、E、 $E_0$ 及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積  
P 当該変更に係る生産施設の面積  
 $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合  
G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積  
S 当該既存工場等の敷地面積  
G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計  
E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積  
E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積  
E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
工業・工専地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S))$	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S))$
用途無指定地域及び都市計画区域外の地域	<p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S)) &gt; 0.05S - G_1 &gt; 0</math> のときは <math>G \geq 0.05S - G_1</math> とし、<math>0.05S - G_1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	<p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S)) &gt; 0.1S - E_1 &gt; 0</math> のときは <math>E \geq 0.1S - E_1</math> とし、<math>0.1S - E_1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>

備考 この表において、G、G<sub>0</sub>、S、G<sub>1</sub>、E、E<sub>0</sub>及びE<sub>1</sub>は前号に規定する表の記号の意義と同様とし、n、P<sub>j</sub>及び $\gamma_j$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設の面積  
 $\gamma_j$   $j$  業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合